

4章 重点区域

1 重点区域設定の考え方

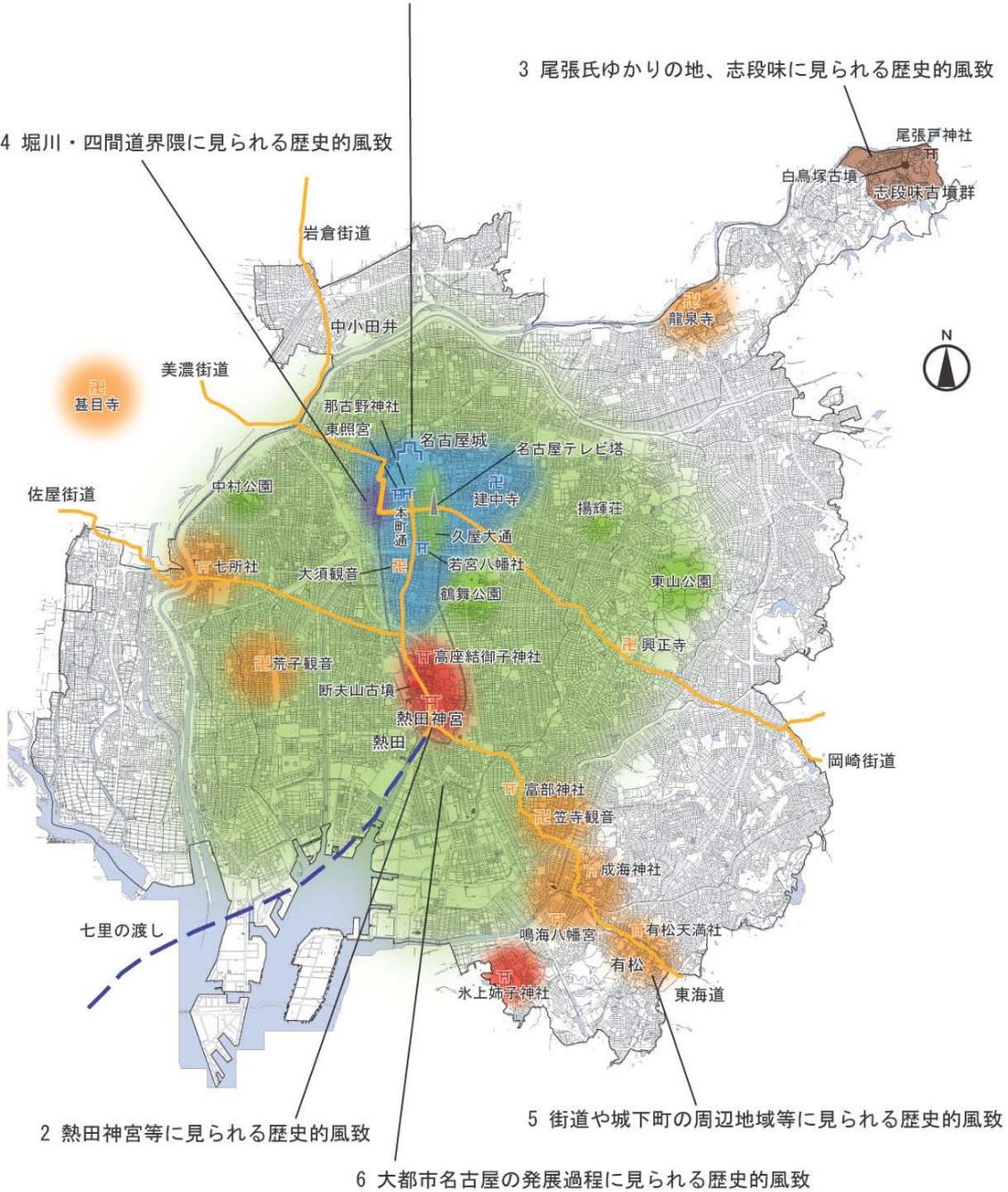
名古屋市内には、長い歴史の中で人々が積み上げ、継承してきた様々な歴史的風致が存在している。2章では「名古屋市の維持向上すべき歴史的風致」として、名古屋城と城下町をはじめ、熱田神宮、志段味古墳群、堀川や街道沿いの町並み、近現代の都市基盤など、名古屋市の歴史的特徴を形づくっている要素を中心に歴史的風致を取り上げた。

- 1 名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致
- 2 熱田神宮等に見られる歴史的風致
- 3 尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致
- 4 堀川・四間道界隈に見られる歴史的風致
- 5 街道や城下町の周辺地域等に見られる歴史的風致
- 6 大都市名古屋の発展過程にみられる歴史的風致

1 名古屋城と名古屋城下町を舞台に展開した祭礼に見られる歴史的風致

3 尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致

4 堀川・四間道界限に見られる歴史的風致



名古屋市維持向上すべき歴史的風致 位置図

これらの歴史的風致が存在する地域のうち、本市における重点区域は、本市における国指定文化財及びそれ以外の文化財の分布状況並びにこれまで本市及び本市住民が独自に歴史的風致の維持・向上に取り組んできた区域の状況を踏まえ、特に歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的に推進することが必要な区域として設定する。

また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域設定の土地の区域の要件として、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地」とあり、これを含む区域を重点区域とする。

本市では、平成23年に策定した「名古屋市歴史まちづくり戦略」において、戦略Ⅰとして「尾張名古屋の歴史的骨格の見える化」を掲げている。その中の具体的な方針として、「名古屋城の再生と城下町のアイデンティティ継承」、「悠久の歴史を誇る熱田の魅力向上」があり、名古屋城周辺と熱田地区は、本市の歴史まちづくりにおいて重要な地域として位置付けられている。

名古屋城周辺では、戦後、大規模な復興事業が行われたが、名古屋城下町の中核をなしていた本町通を中心とする碁盤割の町割りは踏襲され、現在も古地図とほぼ同じ街区配置を見ることができる。名古屋城下町の北端に位置する名古屋のシンボル「名古屋城」は、戦災で天守閣や本丸御殿などが失われたが、昭和27年（1952）には特別史跡に指定され、昭和34年（1959）には市民の熱意により天守閣が再建されるなど、碁盤割を元にした市中心部の発展と軌を一にして整備が行われてきた。平成21年（2009）からは本丸御殿の復元が進められている。今後も名古屋城の継続的な価値と魅力の向上と、名古屋城と連携した旧城下町における歴史まちづくりを進めていくことが必要である。

熱田地区は、断夫山古墳、熱田神宮、寺院、七里の渡し跡など古代から近世に至るまでの様々な歴史的資源が集積しているが、発展の過程で見えづらくなったこれらの歴史的資源を活かすことが課題となっている。名古屋開府以前から尾張南部の拠点となり、名古屋市の発展に大きな影響をもたらした地域として熱田において歴史まちづくりを進めることが、名古屋のアイデンティティ継承のためには重要である。

志段味地区は、昭和29年（1954）に志段味村が守山町と合併して守山市となり、昭和38年（1963）に守山市が名古屋市に合併して以来、名古屋市守山区の一部として住宅地等の開発が進められてきた。志段味地区には、4世紀代に築かれた、史跡「白鳥塚古墳」を始めとして、古墳時代全期間の古墳が分布している。最近の発掘調査により、これらの古墳が、その後熱田に居を構えた尾張氏につながる勢力と関係するものであることが明らかになりつつある。古墳の保

存・整備とともに、古墳頂上に建立された尾張氏の祖先神を祀る神社とその祭礼、上志段味集落内に存在する氏神とその年中行事を絶やさぬよう維持していく必要がある。

以上のことから、本計画では以下の3つの地区を重点区域に設定する

- (1) 名古屋城周辺地区
- (2) 熱田地区
- (3) 志段味地区



重点区域の位置図

2 重点区域の位置及び区域

(1) 名古屋城周辺地区（約 1,040ha）

名古屋城下町の中心を成していた地域は、戦災により大きな被害を受けたものの、碁盤割にみられるように城下町時代の町割りを色濃く残し、江戸時代から行われてきた東照宮祭、三之丸天王祭、若宮祭が、今も形を変えて連綿と受け継がれるなど、歴史と伝統を反映した人々の活動が今も営まれている。

城下東部は、尾張徳川家ゆかりの建中寺や徳川園・徳川美術館などが立地し、近世武家文化を今に伝える地である。ここでは城下町の祭りに由来する山車などが今も曳き出され、歴史的風致を形成している。また、城下町東部は、明治以降、武家屋敷地が工場や実業家の邸宅に転用され近代産業の集積地となった地域でもあり、近代建築が多く残る。こうした地域も、江戸時代から近現代に至る歴史の変遷を伝える地域として重要である。

城下西部の四間道界限には、堀川の水運を利用して栄えた商家の貴重な住居が残り、四間道沿いには土蔵の立ち並ぶ景観が形成されている。四間道西側の地域には、細い路地や長屋が残り、地域住民で管理・運営されている屋根神・子守地蔵尊・浅間神社やその祭りが、今も下町情緒を感じさせてくれる地域である。

城下南部は、江戸時代には寺町を形成していた地域で、現在も多くの寺院が立地している。橘町界限には伝統産業である名古屋仏壇の販売店が軒を並べ、仏壇街を形成している。城下町の一部を担っていたこの地域には、文化財に指定されていないものを含め、歴史的資源が多く残っている。

また、戦後、城下町の碁盤割を残して整備された都心部の道路・公園等では、戦災復興の気風の中で始まった名古屋まつりが半世紀以上にわたり続けられており、山車揃や郷土英傑行列といった名古屋の歴史をテーマにした行列が祭りのメインイベントとして行われている。

このように名古屋城とその周辺に広がる旧城下町を含む地域は、戦災により多くの歴史的な建造物やまちなみを失ったものの、現在の本市の市街地形成の基盤となりかつ現在もなお人々の暮らしや年中行事等と文化財が密接に関わっている。今後、重点的かつ一体的に施策を実施する地域として重点区域を設定する。

①名古屋城周辺地区の区域設定の考え方

以下のア～ウを中心とし、祭りに参加する地域の広がり、旧城下町時代か

らある寺社の分布の分布、現在の町界、道路・公園の形状等を考慮して区域を設定する。

- ア) 古地図に見られる城下町の範囲
- イ) 若宮祭、筒井町天王祭、出来町天王祭、名古屋まつり等において、山車の運行経路となっている範囲
- ウ) 白壁・主税・榑木町並み保存地区、四間道町並み保存地区の範囲

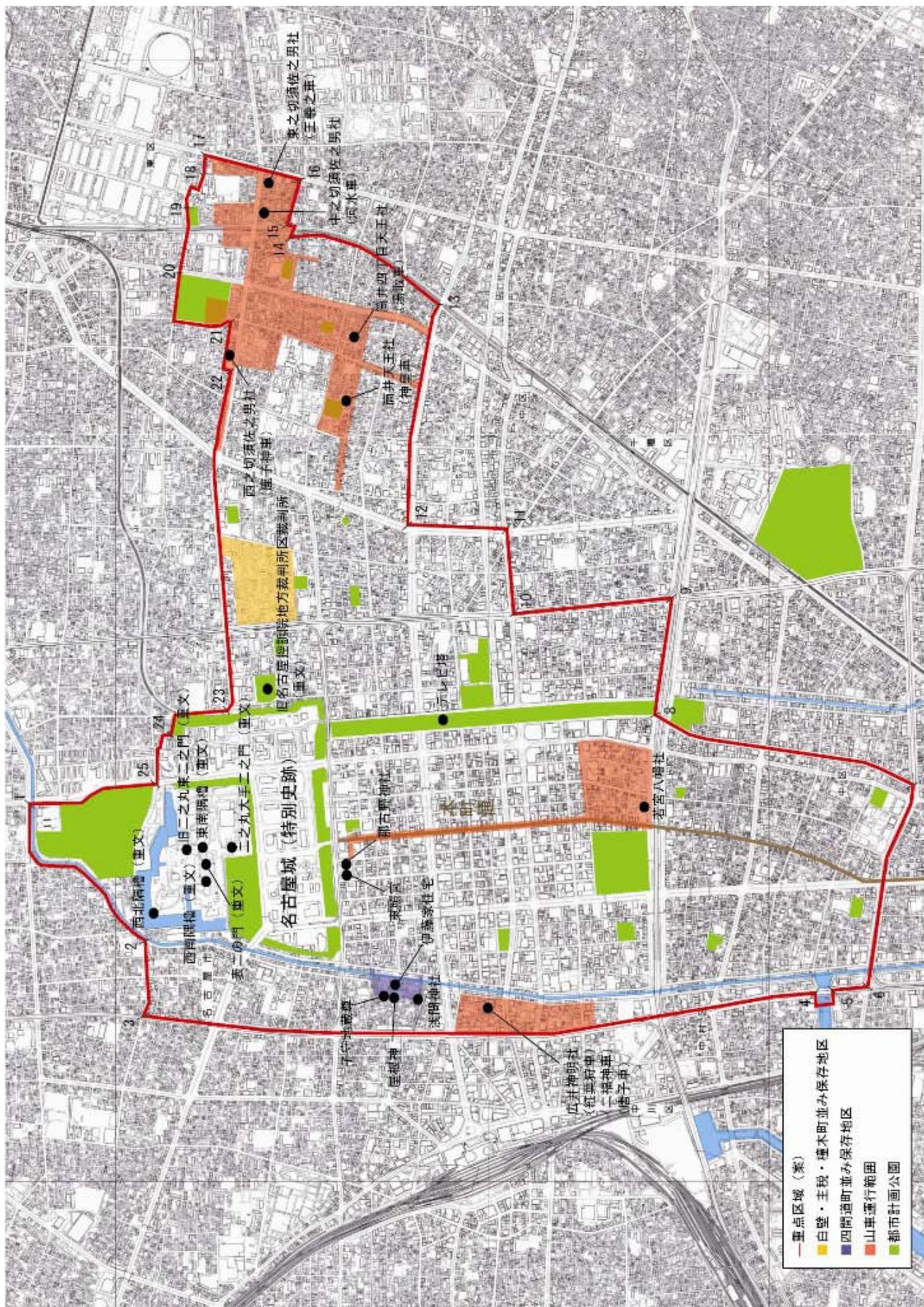
②名古屋城周辺地区の重要文化財等

所在地	種別	名称	概要
名古屋城内	建造物	名古屋城西南隅櫓	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：二重三階、本瓦葺
		名古屋城東南隅櫓	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：二重三階、本瓦葺
		名古屋城西北隅櫓	城郭建築 年代：元和 5 年(1619) 構造等：三重三階、本瓦葺
		名古屋城表二の門	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：高麗門、本瓦葺
		名古屋城二之丸大手二之門	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：高麗門、本瓦葺
		名古屋城旧二之丸東二之門	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：高麗門、本瓦葺
	史跡	特別史跡名古屋城跡	城跡（築城者：徳川家康） 年代：慶長 17 年(1612)竣工 石垣・堀等が良好に残る
	名勝	名古屋城二之丸庭園	庭園 年代：元和元年(1615)頃～ 城郭庭園の旧状をよく残す
天然記念物	名古屋城のカヤ	樹木 樹齢 600 年以上と伝わる。 幹回り：約 7 m	

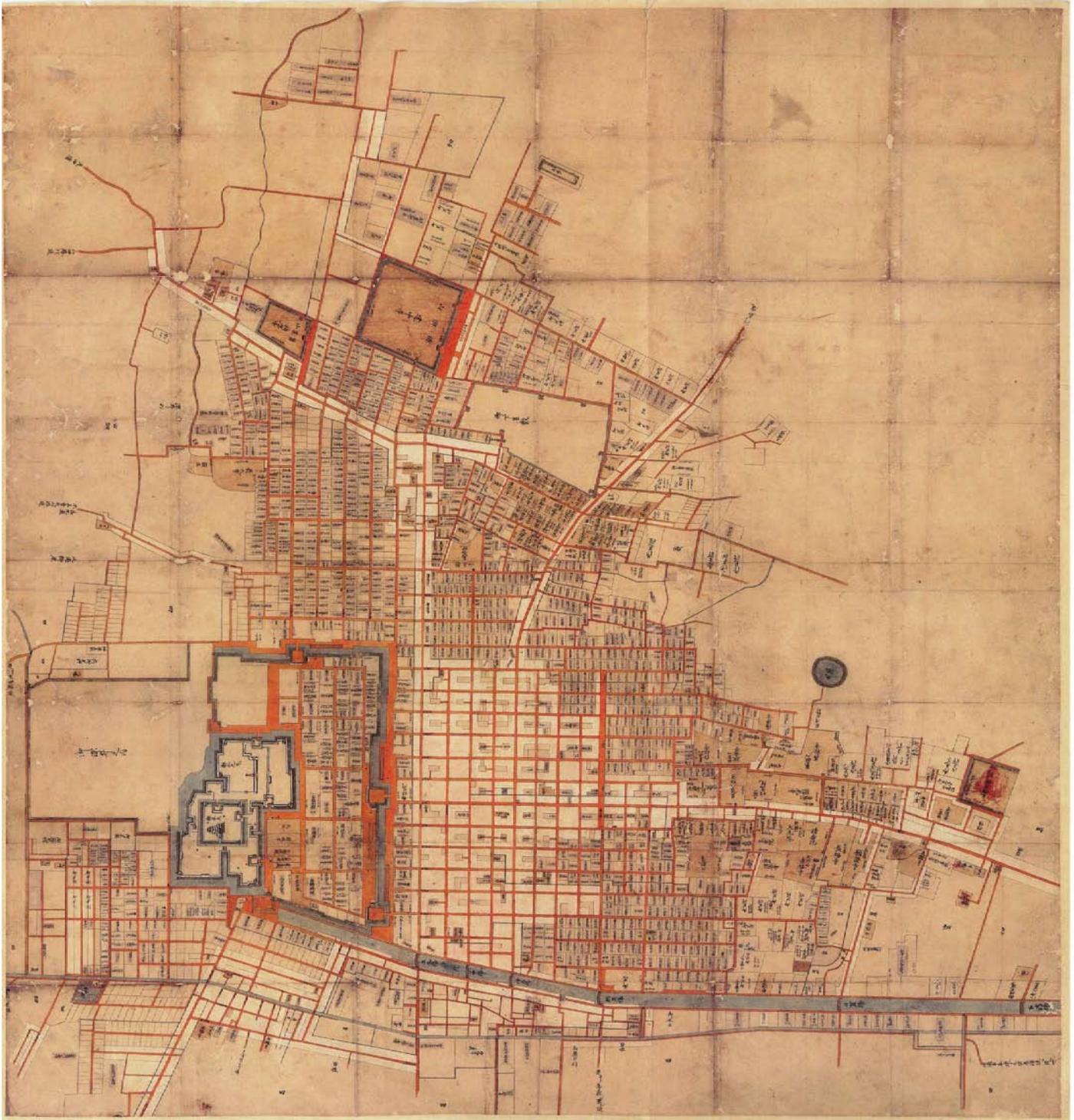
その他	建造物	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎	近代建築 年代：大正 11 年(1922) 構造等：煉瓦及び鉄筋コンクリート造、三階建、玄関ポーチ付、正面中央塔屋付、スレート葺
-----	-----	--------------------	--

③名古屋城周辺地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	黒川右岸
2-3	堀川～江川線
3-4	江川線
4-5	松重閘門
5-6	江川線
6-7	山王線
7-8	前津通
8-9	矢場町線
9-10	東郊線
10-11	広小路線
11-12	葵町線
12-13	桜通線
13-14	JR 中央線
14-15	陸橋
15-16	千種区・東区境界
16-17	名古屋環状線
17-18	古出来町二丁目・矢田南一丁目境界
18-19	出来町三丁目・矢田南一丁目境界
19-20	旭ヶ丘公園北東角～徳川美術館北交差点
20-21	徳川園
21-22	新出来一丁目・徳川町境界
22-23	新出来町線
23-24	名城公園
24-25	中区・北区境界
25-1	名城公園



重点区域 (名古屋城周辺)



尾府名古屋図 正徳4年(1714)

(2) 熱田地区 (約 190ha)

熱田のまちは、熱田神宮を中心に、名古屋城の築城以前からこの地域の重要な拠点であった。この地域は熱田台地の南端に位置し、東海地方最大の断夫山古墳が築かれるなど古くから人々の活動が盛んなところであった。その後、熱田神宮の門前町、湊町、東海道の宿場町など様々な性格をあわせ持つまちとして名古屋城下町とは異なる独自の歴史を重ね、名古屋城下町とともに現在の名古屋市の基盤となった地域である。

熱田のシンボルである熱田神宮では、今も伝統的な神事が連綿と続けられ、悠久の歴史を伝えている。また、熱田には、断夫山古墳、白鳥古墳、熱田神宮の摂社・末社が点在しており、これらは熱田神宮と関係を持ちながら、熱田における歴史的風致を構成している。

東海道の宿場町の景観を今に伝える歴史的資源は少なくなってしまったが、熱田では今でも東海道の道筋をたどることができ、宮の渡し公園近くには、歴史的価値の高い町屋が残る。この地は、東海道唯一の海路であった宮の渡しの船着き場があった場所であり、熱田の歴史を語る上で欠くことのできない地点である。

また、堀川右岸に立地する白鳥公園（白鳥庭園を含む）は、江戸時代から材木置き場として利用されてきた白鳥貯木場の跡地に整備されたもので、対岸の白鳥古墳とは御陵橋で結ばれ、一つの都市公園となっている。また、日本武尊の白鳥伝説にちなむ「白鳥」の名称は広く熱田に定着している。

熱田は、名古屋城下町とともに現在の名古屋市の基盤となった2大拠点のひとつであり、熱田神宮を中心とする歴史的風致が悠久の歴史を現代に伝える地域である。今後、重点的かつ一体的に施策を実施する地域として、重点区域を設定する。

①熱田地区の区域設定の考え方

熱田神宮の門前町、湊町、宿場町として発展した熱田の町を一体感を持って捉えられる範囲を重点区域とするため、以下のア・イ及び現在の道路・公園の形状等を考慮して区域を設定する。

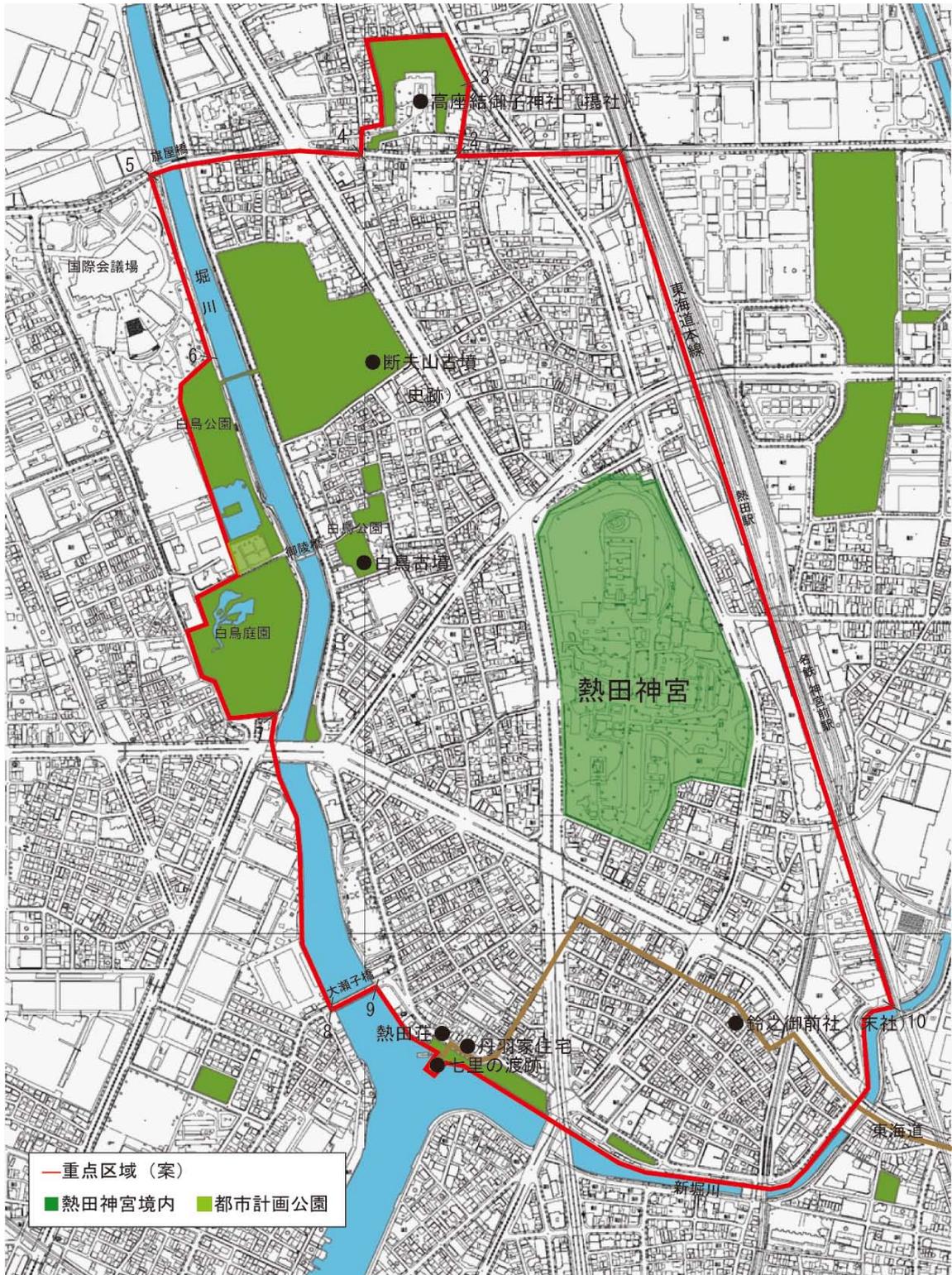
- ア) 熱田神宮、断夫山古墳、東海道熱田宿に関する史跡など熱田の歴史的資源が集積し、東海道本線、新堀川、堀川等に囲まれた地域
- イ) 熱田神宮の摂社であり、子育ての神様としても人々に親しまれている高座結御子神社の境内と隣接する高蔵公園の範囲
- ウ) 堀川を挟んで、熱田の歴史性を活かした良好な市街地環境を創出している白鳥公園と旗屋橋～大瀬子橋の堀川プロムナードを含む範囲

②熱田地区の重要文化財等

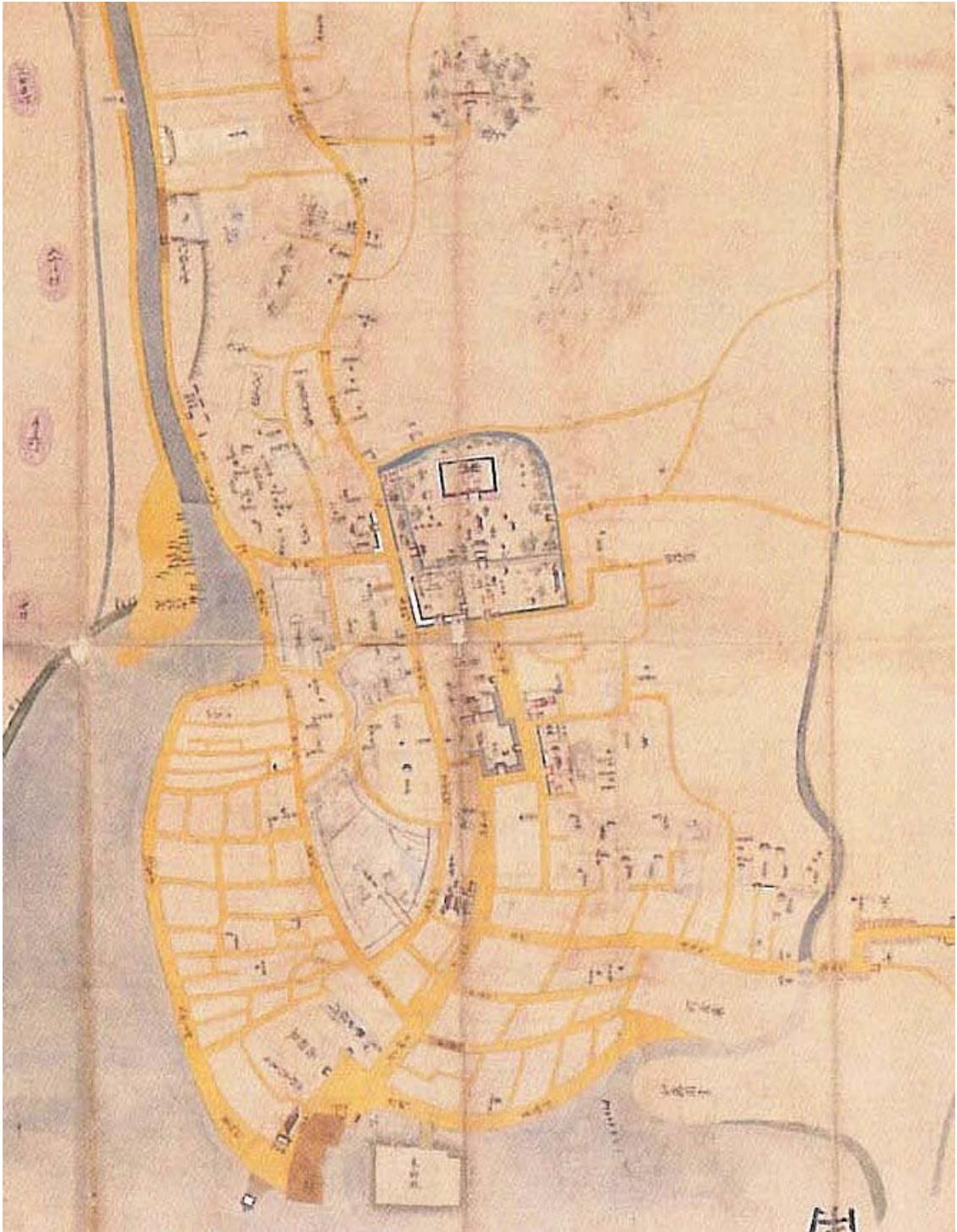
種別	名称	概要
史跡	断夫山古墳	墳形：前方後円墳 年代：6世紀前半 墳丘長：約150m (東海地方最大)

③熱田地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	三本松線
2-3	旗屋小学校北東角～大津町線
3-4	高蔵公園
4-5	三本松線
5-6	堀川右岸プロムナード
6-7	白鳥公園
7-8	堀川右岸プロムナード
8-9	大瀬子橋
9-10	堀川及び新堀川
10-1	JR 東海道本線



重点区域 (熱田地区)



江戸時代の熱田（「名古屋並熱田絵図」より）

(3) 志段味地区 (約 290ha)

志段味地区は、名古屋市最高地である東谷山の西南麓に位置し、庄内川の流れによって形成された河岸段丘上に集落が営まれてきた自然豊かな地区である。この地には、4世紀前半に築かれた白鳥塚古墳(史跡)をはじめ、古墳時代の全時期を通じて多くの古墳が築かれ、今も多くの古墳が残されている。

昭和38(1963)年に守山市(現守山区)が名古屋市に合併されて以来、次第に住宅化が進み、地区内に所在する文化財の保存、散逸が危惧されたが、開発計画を推進する区画整理組合と幾多の協議を重ね、上志段味大久手池周辺の前方後円墳が集中する地域では、古墳の保存を図りながら、計画的な市街地整備が進められている。

東谷山山頂には、白鳥塚古墳と並んでこの地域で最も古い時期の古墳である尾張戸神社古墳が現存し、その墳上には尾張戸神社が立地している。尾張戸神社は、熱田神宮にも祀られている尾張氏の祖神を祭神とし、志段味から熱田へ進出し、断夫山古墳を築いた尾張氏の故地としてのゆかりを感じさせる神社である。尾張戸神社は古くから、志段味地区の人々に崇敬され、7月に行われる茅の輪くぐりなどの伝統行事には多くの人々が参加する。

また、庄内川の河岸段丘上に築かれた勝手塚古墳には、上志段味地区の氏神のひとつである勝手社が立地している。ここでは、毎年8月13日に伝統的な提灯祭りが行われ、地域住民の交流や伝統の継承の場となっている。

上志段味地区にはこの他にも、大久手池周辺の古墳群や白鳥1号墳(市指定史跡)などの貴重な古墳が残る。

東谷山の自然景観や志段味古墳群を背景に続けられてきた人々の生活・祈りや伝統的な祭りを志段味地区における「歴史的風致」として捉え、今後これらを維持向上させるための施策を重点的かつ一体的に実施する地域として重点区域を設定する。

①志段味地区の区域設定の考え方

以下の、平成20年度に策定した「歴史の里」基本構想の構想対象範囲とする。

「歴史の里」の範囲は、上志段味特定土地区画整理組合の保留地等に所在する志段味大塚・大久手古墳群を中心に、白鳥塚古墳(史跡)、市史跡白鳥1号墳を含めた区域を想定している。上志段味地区の特色を踏まえ、これらの古墳に加え、東谷山山頂の古墳や東谷山西南麓の古墳群を取り込んだものとする。具体的には、北は庄内川、西は野添川、南は森林公園の北側、東は東谷山の南北に走る尾根筋(概ね瀬戸市との市境界)で囲まれた範囲とする。

②志段味地区の重要文化財等

種別	名称	概要
史跡	白鳥塚古墳	墳形：前方後円墳 年代：4世紀前半 墳丘長：約115m

③志段味地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	野添川
2-3	森林公園の北側
3-4	東谷山の南北に走る尾根筋（概ね瀬戸市との市境界）
4-5	庄内川（春日井市との市境界）

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持・向上は、直接的には、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境の保全・整備、民俗芸能の継承・活性化等であるが、こうした取組によって、重点区域の文化財や歴史的風致の特色と価値の顕在化が図られ、地域の歴史を大切に必要性や重要性が住民の間で高まっていくことも大きな効果のひとつと考えられる。とりわけ、歴史的建造物や伝統行事等を長年にわたって守り支えてきた人々にとっては、これまでの活動が再認識されることになり、地域の歴史に裏付けられた誇りと自信を創出すると考えられる。このような誇りや自信は、子どもたちが暮らしの中で楽しく伝統文化を継承することにつながり、その中で育まれた地域への愛着や誇りが、より良い地域社会の実現するための原動力として次世代に継承されていくことが期待される。

また、特色ある歴史的風致の維持・向上は、地域の魅力づくりにもつながり、名古屋で暮らすことの価値や魅力を向上させる効果も見込まれる。さらには、他地域からの観光客・交流を通じた地域の活性化、コミュニティの広がりが地域の魅力を発信する機会を増大し、より多くの人を呼び込む効果も期待される。

重点区域における取組は、名古屋市の他の地域においても歴史的風致を活かしたまちづくりへの関心を高め、市全体へ効果が広がることが期待される。

4 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

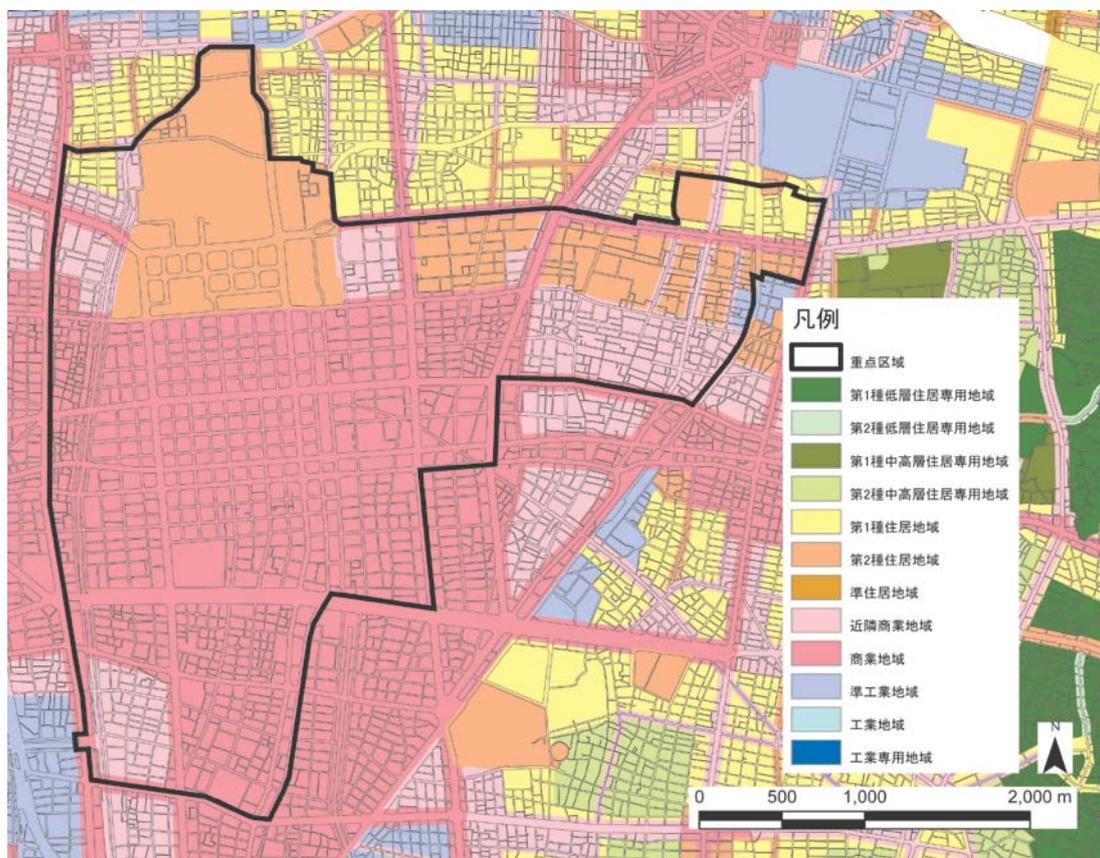
ア 用途地域

名古屋市は、市内全域が、都市計画区域となっており、市域の約93%が市街化区域に定められ、市街化区域の全域に用途地域が定められている。重点区域のうち、「名古屋城周辺地区」「熱田地区」の全域が市街化区域内であるが、「志段味地区」は、一部市街化区域外である。

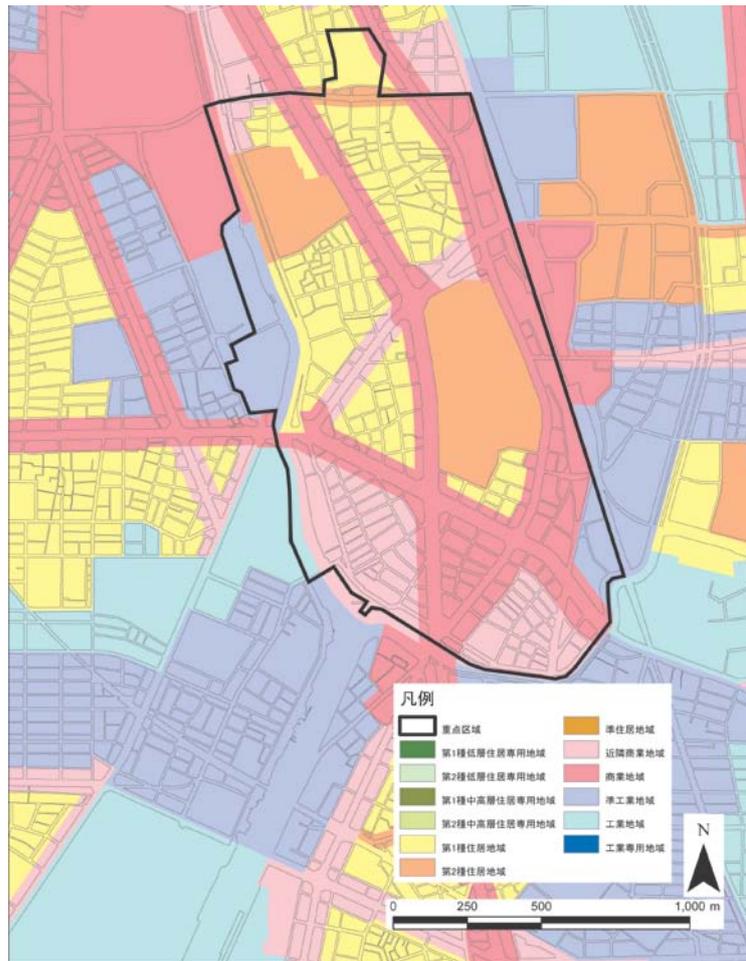
「名古屋城周辺地区」は、江戸時代より城下町として繁栄し、今日に至るまで中心市街地として発展してきたため、その多くが商業地域、近隣商業地域に指定されており、名古屋城の旧城郭内や名古屋城の東側の一部は、住居地域に指定されている。

「熱田地区」は、重点区域の北西側を中心に住居地域、南東側を中心に商業地域に指定されている。

「志段味地区」は、重点区域の西側を中心に住居地域、東谷山及びその西麓については、市街化区域外となっている。



都市計画（用途地域）の指定状況（名古屋城周辺地区）



都市計画（用途地域）の指定状況（熱田地区）



都市計画の指定状況（志段味地区）

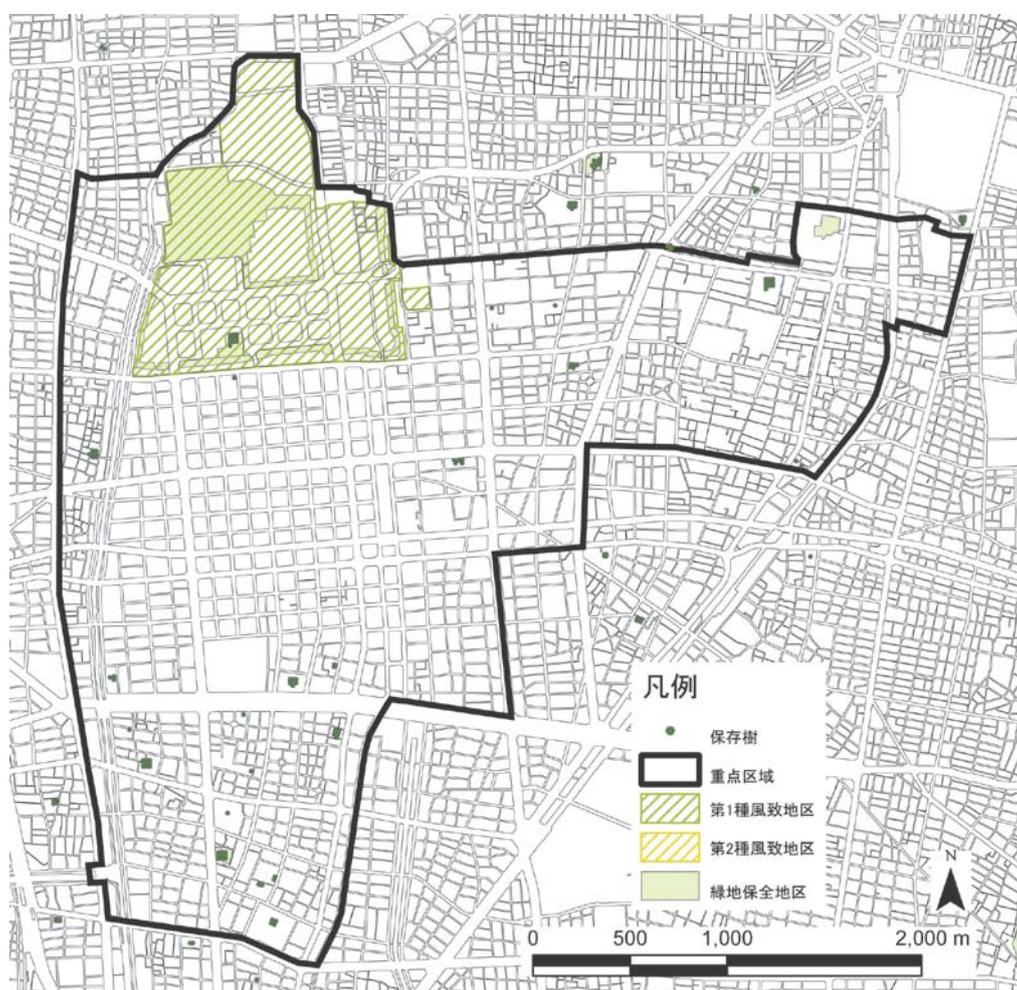
イ 風致地区・特別緑地保全地区・緑化地域

都市における良好な自然環境の保全を目的とした制度として、「風致地区」や「特別緑地保全地区」があり、市内の各地で指定されている。

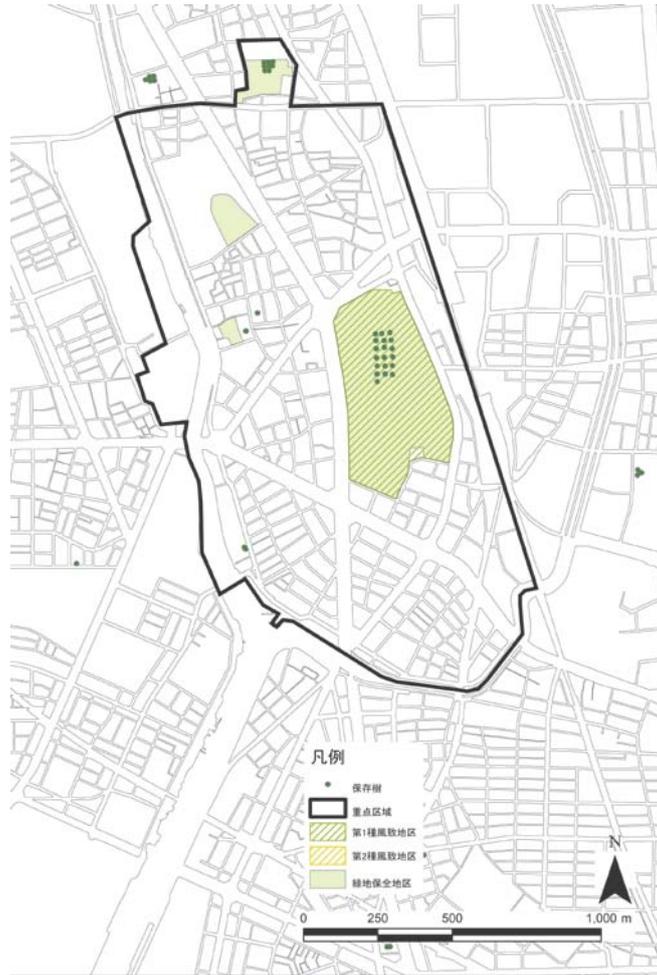
「名古屋城周辺地区」は、名古屋城の旧城郭内が風致地区に指定されているとともに、名古屋城の大部分や徳川園の一部が特別緑地保全地区に指定されている。

「熱田地区」は、熱田神宮の範囲が風致地区に指定されているとともに、熱田神宮、断夫山古墳、白鳥古墳の範囲が特別緑地保全地区に指定されている。

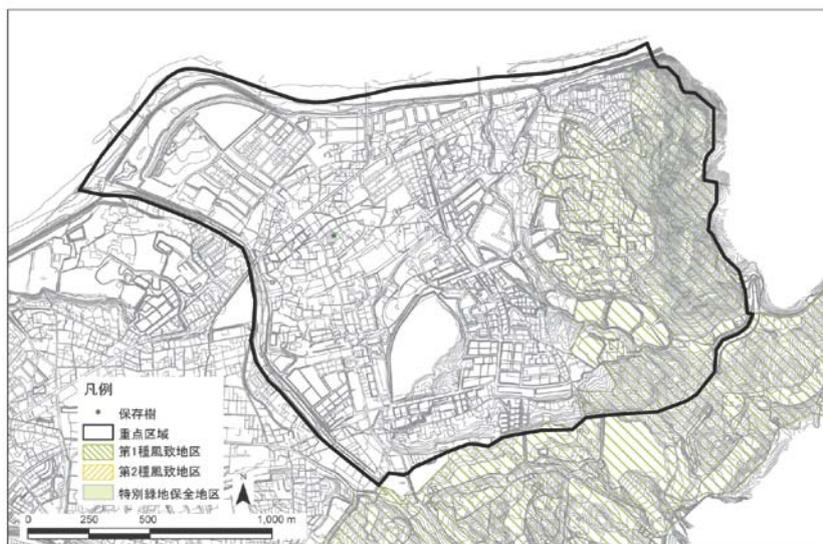
「志段味地区」では、東谷山及びその西麓が、風致地区に指定されている。



風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（名古屋城周辺地区）



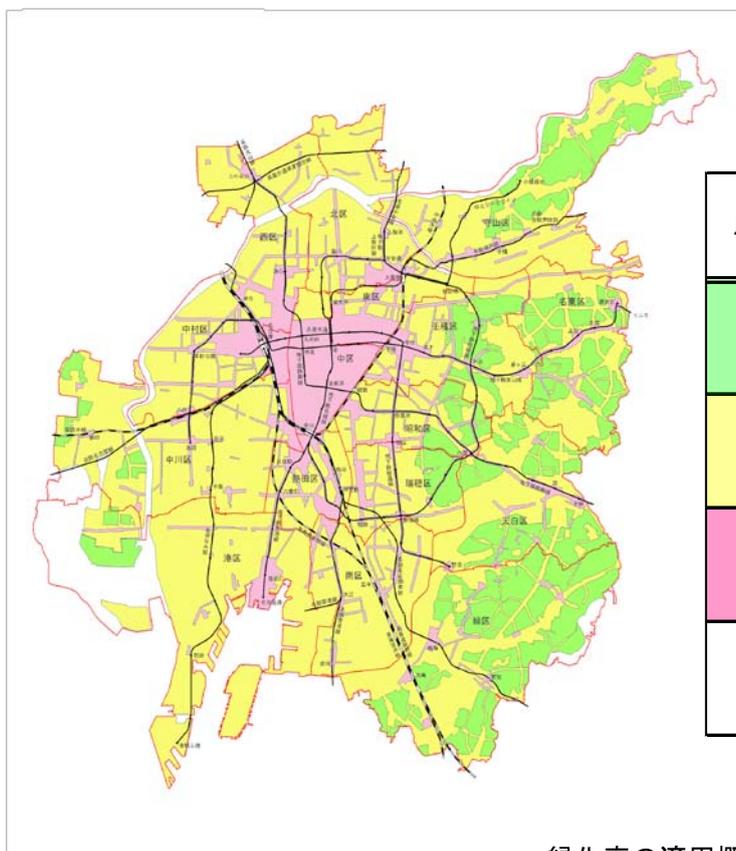
風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（熱田地区）



風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（志段味地区）

名古屋市では、市・市民・事業者の全てが協働して、みどりの減少をくい止めみどりを創出するために、「緑化地域制度」を導入し、一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付けている（増築については、増築後の床面積の合計が制度施行日(平成 20 年 10 月 31 日)における床面積の合計の 1.2 倍を超えるものが対象)。

「緑化地域制度」の規制内容				
区域	建ぺい率の最高限度	対象となる敷地面積	必要な緑化面積 (緑化率の最低限度)	根拠法令
市街化区域	50%以下	300 m ² 以上	敷地面積の 20%以上	都市緑地法
市街化区域	50%を超え 60%以下	300 m ² 以上	敷地面積の 15%以上	都市緑地法
市街化区域	60%を超え 80%以下	500 m ² 以上	敷地面積の 10%以上	都市緑地法
市街化区域	80%を超えるもの	500 m ² 以上	敷地面積の 10%以上	緑のまちづくり条例
市街化調整区域	—	1,000 m ² 以上	敷地面積の 20%以上	緑のまちづくり条例



凡例	緑化率の最低限度	用途地域等 (建ぺい率の最高限度=指定建ぺい率の場合)
	20%	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の一部
	15%	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種・準住居地域、準工業・工業・工業専用地域
	10%	近隣商業・商業地域
	20%	市街化調整区域

緑化率の適用概略図